

## ○国立大学法人筑波技術大学動物実験等に関する規程

平成23年1月26日  
規程第2号

改正 令和8年3月12日規程第23号

### 国立大学法人筑波技術大学動物実験等に関する規程

#### (前文)

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、実験動物の飼養及び保管に係る管理運営体制の整備、並びに動物実験等の実施方法を定めるものである。

#### (第1章 総則)

##### (趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き、実験動物の飼養及び保管等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲にお

いて、動物福祉の基本理念である「5 つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施すること。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。（2）飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- （3）実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- （4）施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- （5）実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- （6）動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- （7）動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- （8）動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- （8）飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

（第2章 適用範囲）

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認すること。

（第3章 組織）

第4条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統轄する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。
- 3 学長は、前項の責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (第4章 動物実験委員会)

##### (委員会の役割)

第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次の事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること

2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

##### (委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 保健科学部保健学科長
- (2) 実験を行っている者の所属する学科、コース等から選出される者 2名
- (3) 安全衛生委員会委員(春日地区)のうちから安全衛生委員会(春日地区)委員長が指名する者 1名
- (4) その他学長が指名する者 若干人

2 委員(前項第1号の委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項の委員は、再任されることができる。

5 上記の委員は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者を各1名以上含む。

##### (委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

3 委員長は委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。

##### (委員の任期)

第8条 学長は、第6条に掲げる者を委員に任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

##### (担当事務)

第9条 委員会に関する事務は、視覚障害系支援課が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(第5章 動物実験等の実施)

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に申請すること。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行うことはできない。

(6) 病原体、遺伝子組み換え動物を用いる実験を行うことはできない。

2 学長は、動物実験等の開始前に前項を申請させ、委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様に変更申請の承認を得なければならない。

(実験操作)

第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

③適切な術後管理

④適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 学長は、動物実験等の終了後、動物実験責任者から所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の動物実験計画の実施の結果について報告させること。必要な場合は委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

#### (第6章 実験動物の飼養及び保管)

##### (マニュアル(標準操作手順)の作成と周知)

第12条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させること。

##### (実験動物の健康及び安全の保持)

第13条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

##### (実験動物の導入)

第14条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

##### (給餌・給水)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

##### (健康管理)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

##### (異種又は複数動物の飼育)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

##### (記録の保存及び報告)

第18条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するこ

と。

(譲渡等の際の情報提供)

第19条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第20条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(第7章 施設等)

(飼養保管施設の設置)

第21条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、その結果を当該管理者に通知すること。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

4 学長は、実験動物の飼養および保管の状況について管理者・実験動物管理者から報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示すること。

(飼養保管施設の要件)

第22条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 実験動物の種類や生理、生態、習性等、並びに飼養又は保管する数に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 実験動物管理者を配置すること。

(実験室の設置)

第23条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、その結果を当該管理者に通知すること。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む)を行うことができない。

(実験室の要件)

第24条 実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第25条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

- 2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(施設等の廃止)

第26条 学長は、管理者より届け出された所定の「施設等廃止届」に基づき、委員会による施設等の調査を経て廃止を承認すること。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(第8章 安全管理)

(危害防止)

第27条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー疾患等に罹患したり、実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じること。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- 5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的な可能な範囲で講じるように努めること。
- 6 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
- 7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接することのないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第28条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(人と動物の共通感染症の対応)

第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(第9章 教育訓練)

第30条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講させること。

①動物実験等に関する法令、指針等、本学の定める規程等

②動物実験等の方法に関する基本的事項

③実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項

④安全確保、安全管理に関する事項

⑤人と動物の共通感染症に関する事項

⑥その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。

(第10章 自己点検・評価・検証)

第31条 学長は、委員会に、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的実施すること。

(第11章 情報公開)

第32条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度公表すること。

(第12章 補則)

(準用)

第33条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年1月26日から施行する。
- 2 なお、この規程施行後最初の委員の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。



	<p>(5) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備）：</p> <p>(6) 逸走防止策：</p> <p>(7) 廃棄物の処理方法：</p> <p>(8) 臭気、騒音による周辺環境への悪影響防止策：</p> <p>(9) 微生物統御レベル： <input type="checkbox"/> S P F      <input type="checkbox"/> コンベンショナル</p>
5 飼養保管施設の標準操作手順書等の周知方法	<p>(1) 飼養保管施設の標準操作手順書（規定第29条）</p> <p>(2) 緊急時の対応等安全管理の具体的な方法に関する定め（規定第35条）</p>
6 特殊実験の有無	<p><input type="checkbox"/> 特殊実験は扱わない</p> <p><input type="checkbox"/> 遺伝子組替え生物使用実験（<input type="checkbox"/> P 1 A    <input type="checkbox"/> P 2 A    <input type="checkbox"/> P 3 A）</p> <p><input type="checkbox"/> 感染動物実験（<input type="checkbox"/> B S L 1    <input type="checkbox"/> B S L 2    <input type="checkbox"/> B S L 3）</p> <p><input type="checkbox"/> 有害物質投与動物実験</p> <p><input type="checkbox"/> 放射性同位元素・放射線使用動物実験</p> <p>（※遺伝子組替え生物使用実験、感染動物実験（BSL2以上）を扱う場合は、動物実験委員会の指示に従ってください。）</p> <p><input type="checkbox"/> その他の特殊実験</p>
7 飼養保管する動物が動物愛護法以外の法令の適用を受ける場合の法令の名称等	
8 備考	
9 委員会の意見	

※1～8の項目を全て記入してください。

年度動物実験室設置承認申請書

年 月 日

学 長 殿

実験室を置く教育研究組織の長 職名  
(学科長・コース長等) 氏名

筑波技術大学動物実験に関する規程第23条の規定に基づき、動物実験に使用する実験室の設置を、次のとおり申請します。

整理 番号	動物実験室		動物実験責任者（※）			使用動物種	備考
	建物	部屋番号	所属	職	氏名		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(※) 1つの実験室を複数の動物実験責任者が使用する場合は、代表者の氏名を記入してください。

- 1 新たに申請する動物実験室については、各実験室の「動物実験室調書」を添付し、備考欄に、「〇〇新規」と記入してください。
- 2 廃止する動物実験室については、消し線を付け、備考欄に「廃止」と記入してください。
- 3 申請内容に変更がある場合は、「動物実験室調書」を添付し、備考欄に「〇〇変更」及び変更内容を記入してください。
- 4 動物実験室とは、実験動物を生きた状態で使用、保管（48時間以内の一時保管）する室をいいます。
- 5 飼養保管施設の承認申請の際に、併設する動物実験室として設置承認を受けている実験室については、申請の必要はありません。

## 動物実験室調書

筑波技術大学動物実験等に関する規程第23条の規定に基づく動物実験室の設置に係る調書を提出します。

1 動物実験室の 部屋番号	[建物名] [部屋番号] [室名]
2 動物実験室の 管理体制	[動物実験責任者] ※実験室を複数の実験責任者が使用する場合は、代表者名を記載。 所属・職名： 氏名： 連絡先：(内線) (e-mail)
3 動物実験室の 概要	<p>1) 実験に使用する実験動物種名</p> <p>2) 主な実験処理と実験設備(機器)の名称</p> <p>3) 動物種に応じた逸走防止策は執られているか。  <input type="checkbox"/> はい(複数回答可) <input type="checkbox"/> いいえ  <input type="checkbox"/> 前室・ネズミ返し等の設置  <input type="checkbox"/> 使用時の扉・窓の閉鎖  <input type="checkbox"/> 使用後の動物数の確認  <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p>4) 排泄物や血液等による汚染に対し、床や壁は清掃・消毒が容易な材質・構造であるか。  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  壁 床  <input type="checkbox"/> コンクリート・モルタル塗 <input type="checkbox"/> コンクリート・モルタル塗  <input type="checkbox"/> 耐水・防水処理 <input type="checkbox"/> 耐水・防水処理  <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p>5) 臭気、廃棄物、騒音等による周辺環境への悪影響防止策がとられているか。  <input type="checkbox"/> はい(複数回答可) <input type="checkbox"/> いいえ  <input type="checkbox"/> 一度に使用する動物数を少なくし、臭気の発生を防止している。  <input type="checkbox"/> 廃棄物(汚物、動物死体)は実験室に保管しない。  <input type="checkbox"/> 廃棄物は、臭気や昆虫が発生しないよう、適切に保管している。  <input type="checkbox"/> 騒音を発生しない。  <input type="checkbox"/> その他( )</p>
4 特殊実験の有 無	<input type="checkbox"/> 特殊実験は扱わない。 <input type="checkbox"/> 遺伝子組替え生物等使用実験 ( <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A) <input type="checkbox"/> 感染動物実験 ( <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3) <input type="checkbox"/> 有害物質投与動物実験 <input type="checkbox"/> 放射線同位元素・放射線使用動物実験 <input type="checkbox"/> その他の特殊実験
5 特記事項	(※麻薬・向精神薬の使用の有無等。)
6 委員会記入欄	<input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。
7 学長承認欄	動物実験室として承認する。 年 月 日

1 この調書は、教育研究組織の長に提出してください。

2 動物実験室：実験動物を生きた状態で使用、保管(48時間以内の一時保管)する室。  
(実験動物の組織・血液のみを使用し、生体を持ち込まない実験室は該当しません。)

3 飼養保管施設に併設する動物実験室として設置承認を受けている実験室は、申請の必要はありません。

飼養保管施設等廃止届

年 月 日

学 長 殿

教育研究組織の長 職名  
氏名

筑波技術大学動物実験等に関する規程第26条の規定に基づき、次のとおり届出いたします。

1 廃止する飼養保管施設	〔飼養保管施設〕 名 称： (建物名等) 部屋番号等：  〔施設管理者〕 所属・職名： 氏 名： 連 絡 先：  〔実験動物管理者〕 所属・職名： 氏 名： 連 絡 先：
2 廃止年月日	
3 廃止後の施設利用予定	
4 廃止時の残存飼養保管動物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置
5 特記事項	

## 年度 動物実験計画書

受付No. \_\_\_\_\_

筑波技術大学長 殿

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

動物 実験 責任 者	所属	学科 専攻	専攻 コース	職 名		
	氏名					
	連絡先	TEL e-Mail				
研究課題名		<input type="checkbox"/> 開示可 <input type="checkbox"/> 開示不可（理由 _____）				
実験期間		承認の日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日				
飼養保管施設		<input type="checkbox"/> 動物飼育室 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）				
動物実験室		（飼養保管施設に併設した動物実験室以外を記入してください。）				
動物 実験 実施 者	氏 名	所属学科・コース・職名 （学生は所属・年次）		氏 名	所属学科・コース・職名 （学生は所属・年次）	
	（動物実験責任者は記入不要）					
代替法の検討						
予想される苦痛の程度		<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> V ※別表1 動物実験の倫理カテゴリー参照。 基準IV、基準Vに相当する実験は、動物実験以外の代替手段の有無、実験結果の意義・重要性、実験方法の妥当性について、別紙を添付して詳細に説明してください。				
実 験 動 物	動物の種類	系 統	性 別	匹 数	微生物学的品質 （導入時の品質を記入）	入手先
研究目的と意義、実験の必要性		<input type="checkbox"/> 開示可 <input type="checkbox"/> 開示不可（理由 _____）				



別表 1

動物実験の倫理カテゴリー

<p><b>基準Ⅰ</b></p> <p>脊椎動物に対し全く苦痛や不快感を与えないと期待される実験、あるいは瞬間的なわずかな苦痛、不快感しか起こさない処理</p>	<p>1) 痛みのない短時間の保定 例：短時間（数時間）の絶食、絶水、抹消血管からの採血、吸入麻酔、挿管栄養</p> <p>2) 刺激性の無い物質の投与</p> <p>3) 安楽死処分（事前に実験処置を行わない場合） 例：麻酔薬の過剰投与、鎮静や浅い麻酔下での断頭術</p> <p>4) 完全な麻酔下で行い二度と覚醒しない実験</p>
<p><b>基準Ⅱ</b></p> <p>脊椎動物に対して限局的な短時間持続する軽い、あるいは中程度の痛みを起こす処理</p>	<p>1) 麻酔下で操作し麻酔覚醒後に不快感が殆どない処置 例：小規模外科処置、カテーテル装置のための切開、生検試料採取、麻酔下での血管露出、カテーテル留置</p> <p>2) 短時間の覚醒動物の行動実験 注：基準Ⅱの処置では回避不能なストレスや不快感の強さと長さの程度に配慮する。</p>
<p><b>基準Ⅲ</b></p> <p>脊椎動物に対して回避不能な苦痛を起こす実験（数日持続する中程度の痛みを起こす実験）</p>	<p>1) その処置そのものの効果を見るための行動負荷</p> <p>2) 数時間以上の身体拘束</p> <p>3) 痛みを引き起こす解剖学的、生理学的欠失作成</p> <p>4) アジュバンドを用いた抗体作成</p> <p>5) 術後不快感を起こす大規模な外科処置 例：整形外科処置、脊椎への処置、開頭術、開腹術、開胸術</p> <p>6) その処置自体では非致命的でも適切な処置を怠ると死亡に至る処置 例：冷却、加熱、絶食、回転、免疫抑制処置、放射線障害の作成、終了時に個体死を起こす毒性試験、感染実験、腫瘍増殖実験</p>
<p><b>基準Ⅳ</b></p> <p>食欲不振や体重低下などの非致命的全身症状を伴う中程度から激しい苦痛を起こす処置、あるいは反復して与える処置、精神的に苦しみを与える処置</p>	<p>1) 全身症状を呈し長時間持続する苦痛を与える処置</p> <p>2) 麻酔薬を使用しない外科的処置</p> <p>3) 許容限界に達する痛みを起こす処置やショック</p> <p>4) 不安を来す薬物の投与</p> <p>5) 幼獣の親からの単離</p> <p>6) 自己毀損あるいは群飼育時に群組織を壊させるような行為をさせること。 注：基準Ⅳの実験では、研究者が責任をもって動物の苦しみを最小限にあるいは無くするための方法の検討、代替法の研究を併せて行うこと。</p>
<p><b>基準Ⅴ</b></p> <p>無麻酔の覚醒した動物に許容限界に近い、あるいは越える激しい痛みを与える実験</p>	<p>1) 酔薬を使用せずにサクシニルコリンや他のクラレ系薬物など筋弛緩薬あるいは麻痺薬を単独で外科的処置の身体拘束に使用すること。</p> <p>2) 無麻酔の動物にひどい火傷や損傷を与えること。</p> <p>3) 回避不能なひどいストレスや死に至るストレスを与えること。</p> <p>4) 覚醒状態で時間をかけて死に至らせる行為 注：米国において、基準Ⅴの実験は重要な結果を導くと期待されるものであっても許容しがたいものと考えられている。これらの実験の多くは米国の指針で特に禁止されている。本学でもこれに準じるものとする。</p>

※基準Ⅳ、基準Ⅴに相当する実験は、「予想される苦痛の程度が基準Ⅳ又は基準Ⅴに相当する実験に添付する詳細説明書」を添付して詳細に説明してください。

また、同様な実験方法が記載された最近の論文（国際学術雑誌）コピーを添付してください。

## 感染実験・有害物質投与実験

所 属	学科 専攻	連絡先	TEL e-mail
実験責任者氏名			
研究課題名 (実験計画と同一課題)			
実験期間		承認の日～年月日	
□ 感 染 実 験	使用する動物の種類。匹数		
	使用する病原体等の名称		
	微生物のレベル(※1)		
	使用する消毒薬		
	接種方法		
	病原体等の臓器分布		
	病原体等の排出部位		
□ 有 害 物 質 投 与 実 験	投与する動物の種類・匹数		
	投与する有害物質 (別表2参照)	種 類	
		化合物名	
		投与方法	
		数 量	1回又は1匹当たり使用量
総使用量	mg		
共 通 事 項	ヒト・動物及び周辺環境への影響 (使用物質や微生物の一般毒性、 病原性、発癌性等の概要)		
	動物死体、廃棄物等の処理方法		
	安全設備		
	実施場所、室名(平面図添付※2)		
	特記事項		

(※1) 病原性微生物等のレベル分類(BSL)については国立感染症研究所病原体等安全管理規程 別表2の付表1及び付表2を参照。

また、感染動物実験(BSL2、BSL3)は、別途「研究用微生物等利用・保管届出申請書」の届出又は承認申請が必要。

(※2) 建物の同一階の平面図及び実験室内の設備の配置等を示す図面を別紙として添付すること。

別表 2

投与する有害物質

- (1) シアン化合物
- (2) アルキル水銀
- (3) 有機リン（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。）
- (4) カドミウム
- (5) 鉛
- (6) クロム
- (7) ヒ素
- (8) 総水銀
- (9) P C B
- (10) 芳香族炭化水素
- (11) 芳香族アミン及びニトロ化合物
- (12) 芳香族アゾ化合物及びそれらの複素環式同族類
- (13) 複素環式化合物
- (14) ニトロソ化合物を含む脂肪族化合物
- (15) 無機物質で、次に掲げるもの
  - イ ベリリウム
  - ロ ニッケル
  - ハ コバルト
  - ニ アスベスト

